

業務委託契約における変動型最低制限価格制度について

令和4年12月28日改正

世田谷区財務部経理課契約係

1 変動型最低制限価格制度の内容

(1) 概要

それぞれの案件ごとに、開札後実際に応札のあった入札額から平均額を算出し、この平均額に一定の乗率を乗じて最低制限価格を設定します。

(2) 適用対象

現行の最低制限価格制度から以下のとおり適用対象を拡大します。

なお、これまで対象業務のうち予定価格が200万円以上のものにのみ適用していましたが、価格による限定は取り止め、対象業務の入札すべてに適用します。

①業務委託契約における現行制度の対象業務

建物清掃・公衆トイレ清掃の業務委託、造園の業務委託

②追加で対象とする業務

計画策定支援、医療関係検査・調査業務、土木関係調査・点検業務、データ入力作業、電話設備の設置・保守、撮影、情報処理業務、翻訳・通訳

2 変動型最低制限価格制度の算定方法

(1) 有効参加者の判定

応札者のうち以下の者を除いた者を有効参加者とする。

- ・入札額が予定価格を超える者
- ・入札額が予定価格の1割以下の者^{*1}
- ・指名停止措置、落札制限対象等その他の事由により入札が無効となる者

(2-1) 有効参加者数が3者以上の場合の算定方法

①有効参加者数に60%を乗じた数を標本数とする。(1未満の端数は切上げ)^{*2}

$$\boxed{\text{有効参加者数} \times 60\% = \text{標本数}}$$

②有効参加者のうち、価格が低いほうから序列にして標本数にあたる順位までの入札額の平均額を「標本平均額」とする。^{*2}

③標本平均額に80%を乗じて得た額を当該入札における最低制限価格とする。^{*3}

$$\boxed{\text{標本平均額} \times 80\% = \text{最低制限価格}}$$

(2-2) 有効参加者数が2者以下の場合の算定方法

有効参加者数が少数の場合には上記の方法では十分な効果を得ることができないため、予定価格に60%を乗じて得た額を最低制限価格とする。^{*3}

$$\boxed{\text{予定価格} \times 60\% = \text{最低制限価格}}$$

- *1：入札参加者による意図的な最低制限価格引下げの防止を目的に、低額な入札を標本平均額算出の対象から除外するため
- *2：入札参加者による意図的な最低制限価格引上げの防止を目的に、高額な入札を標本平均額算出の対象から除外するため
- *3：他の入札価格と比較して著しく低い入札を抑止するため

3 入札における取扱い

最低制限価格を下回る額の入札者は落札者とならず、また、落札者がいない場合に行う再度入札には参加できません。

4 備考

- (1) 契約案件ごとの制度適用の有無については、入札案件の公表又は指名通知の際に、入札説明書等に明示します。
- (2) 案件ごとに設定した最低制限価格は非公表とします。
- (3) 本規定は、令和5年4月1日以後に契約を締結する案件について適用します。

5 シミュレーション

(1) 事例1 (他の参加者と著しく乖離する安価な入札があった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	800,000円		⇒最低制限価格未滿
B社	5,000,000円		⇒最低制限価格未滿
C社	7,600,000円		⇒落札
D社	7,800,000円		
E社	8,000,000円		
F社	8,400,000円		
G社	9,000,000円		予定価格超過

① 予定価格の1割以下であるA社を除き、有効参加者数B～F社5者に基づき、標本数を算出する。

有効参加者数5者 × 60% = 3者
⇒標本数は3者

② B～D社の3者の入札価格から標本平均額を算出する。


⇒標本平均額 6,800,000円

③ 標本平均額から最低制限価格を算出する。

標本平均額 6,800,000円 × 80% = 最低制限価格 5,440,000円
⇒A社、B社は最低制限価格未滿となり、C社が落札する。

(2) 事例2 (他の参加者と著しい乖離が生じなかった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	7,000,000円		⇒落札
B社	7,200,000円		
C社	7,500,000円		
D社	7,600,000円		
E社	7,700,000円		
F社	7,800,000円		
G社	8,000,000円		

①有効参加者数A～G社7者に基づき、標本数を算出する。

有効参加者数7者 × 60% = 4.2者

⇒端数切上げにより標本数は5者

②A～E社の5者の入札価格から標本平均額を算出する。

⇒標本平均額 7,400,000円

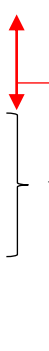
③標本平均額から最低制限価格を算出する。

標本平均額 7,400,000円 × 80% = 最低制限価格 5,920,000円

⇒最低制限価格以上であるため、A社が落札する。

(3) 事例3 (予定価格超過の入札や辞退が多く、有効参加者が少数となった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	7,900,000円		⇒落札
B社	8,200,000円		
C社	8,700,000円		
D社	8,800,000円		
E社	8,850,000円		
F社	辞退		
G社	辞退		

有効参加者数はA～B社2者のため、予定価格に基づき最低制限価格を算出する。

予定価格 8,500,000円 × 60% = 最低制限価格 5,100,000円

⇒最低制限価格以上であるため、A社が落札する。